論文賞等選考委員会運営規則

(当初制定: 2011年2月1日 JICL 規則第8号)

(目的・名称)

第 1 条 表彰規程第 2 条及び第 3 条に規定する日本マンション学会論文賞(以下、「論文賞」という。)、日本マンション学会研究奨励賞(以下、「奨励賞」という。)、日本マンション学会共同研究業績賞(以下、「共同研究賞」という。)及び日本マンション学会実務業績賞(以下、「実務業績賞」という。)に関する制度を運用するために、論文賞・奨励賞・共同研究賞・実務業績賞選考委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

- 第 2 条 委員会は、次の 2 つの部会(以下、「部会」という。)をもって構成し、それぞれ次の事項 を担当するものとする。
 - (1) 文系部会:人文科学、社会科学等の文系の学問業績に関する事項
 - (2) 理系部会:建築学、住居学、都市工学、設備工学、管理技術等、理工学の分野の学問業績に関する事項

(組織)

第3条 委員会には、委員長、部会には部会長及び幹事若干名を置く。委員長は、学術担当の副会長がこれに当たる。部会長及び幹事は、毎年度初めの委員会において部会委員が互選するものとする。

(委員)

- 第4条 委員会は、部会委員全員をもって組織し、委員の数は、各部会8名以内とする。
- 2. 委員の任期は、2年とし、原則として毎年半数を交代する。任期は、2月に始まり、翌々年の1月をもって終わる。
- 3. 中間に委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4. 部会は、審査のため専門委員若干名を委嘱することができる。専門委員の任期は、部会における審査が完了した時をもって終わる。
- 5. 委員の委嘱は、理事会の決定をもって行う。

(委員の選出)

- 第 5 条 初年度の委員の選出は、その専門分野、所属、経歴等を勘案し、理事会が決定する。
- 2. 次年度の新任委員の選出方法は、選考委員会が留任委員の専門分野、所属、経歴等を勘案し、新任委員の候補者を選び、理事会が決定する。
- 3. 選出された委員がやむを得ない事由により当該年度の職務を遂行できない場合は、理事会が残任期間を取り消すことができる。
- 4. 委員に欠員が生じ、部会構成員数が3分の2未満になった場合には、委員を補充しなければならない。

(委員・専門委員の任務)

- 第 6 条 委員は、業績の選考に当たって、本会の目的とする学術・文化の発展に寄与すること、及び 論文賞、奨励賞、共同研究賞、実務業績賞のそれぞれの目的たる学問上の貢献、今後の研究の奨 励、又は今後の実務への貢献という観点から検討し、表彰すべき業績候補を選考し決定する。
- 2. 専門委員は、部会の依頼する業績候補の内容を精査して部会に報告する。また、部会審議に関与を求められたときは、出席して意見を述べる。ただし、決定には加わらない。

(運営)

第7条 会議は、委員会と部会に分け、それぞれの事項を扱う。

委員会:選考条件、選考方法、選考基準、表彰業績の決定並びに理事会への報告、その他委員会及 び部会の運営に関する事項

部 会:担当する業績の調査並びに選考

(会議の招集)

第8条 委員会の招集は、委員長が行う。部会の招集は、部会長が行う。

(選考)

- 第9条 表彰業績は、各部会の選考結果を尊重して委員会においてこれを決定する。
- 2. 部会は、出席又は通信による3分の2以上の委員の参加により成立する。部会の決定は、参加委員の合議による。
- 3. 委員の業績が論文賞若しくは奨励賞の候補となった場合、又はその候補者と委員との間に特別の関係 (親族、師弟、同僚、共著者等)が認められる場合には、選考の公正を図るため、その委員は当該賞に関する決定に加わらないこととする。また、その委員が選考委員長又は部会長の場合は、他の選考委員がその職務を代行することとする。
- 4. 奨励賞の再度の表彰は行わない。
- 5. 選考における評価の視点は、表彰規程第3条の各号に則り、以下のとおりとする。
 - (1) 独創性・新規性:マンション学における新しい研究分野の発掘に寄与する研究、視点やテーマの斬新さ、新しい概念、理論、方法論の提示等
 - (2) 有用性:マンション問題の解決に寄与する制度的、技術的有用性や学問的・実務的課題に対する有用性等
 - (3) 体系性: 当該テーマに関して、継続的な成果と緻密な構成によって、当該テーマの学問的体系の整備に寄与し、かつ完成度が高いこと
 - (4) 将来性・萌芽:将来の研究の発展性、今後の実務への貢献度という観点から、その可能性が大いに認められること
 - (5) 完結性:方法・論理・結論の明確性、記述のバランス等の適否
- 6. 選考における評価の視点は、委員会において、適宜修正し改善するものとする。また、実際の評価 点やその重みづけは、委員会ないし部会で審議し定める。

(その他)

第 10 条 その他選考に必要な事項は、委員会で定める。

附則 1. この規則は、2011年2月1日から施行する。

附則 2. 初年度の委員は第 5 条 1 項に準じ理事会が決定する。その任期について、半数は 2011 年 1 月までとし、残りの半数は 2012 年 1 月までとする。

附則3. この規則の改正(2021年12月24日理事会承認)は、2022年4月1日から施行する。